

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 不動産差押処分取消請求控訴事件  
国側当事者・国（関東信越国税局長）

令和3年10月19日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和3年4月20日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分（順号2021-8））

## 判 決

控訴人	X
同訴訟代理人弁護士	武内 更一
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	関東信越国税局長 成田 耕二
被控訴人指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 関東信越国税局長がした平成30年3月28日付け原判決別紙物件目録記載1ないし6の各土地の控訴人の持分に対する差押処分及び平成31年6月21日付け同目録記載8の建物の控訴人の持分に対する差押処分をいずれも取り消す。

### 第2 事案の概要

- 1（1）本件は、関東信越国税局長が、控訴人が滞納する国税（以下「本件滞納国税」という。）の滞納処分として、原判決別紙物件目録記載1から6までの各土地の控訴人の持分に対してした差押処分（以下「本件差押処分1（一部解除後のもの）」という。）及び同目録8建物の控訴人の持分に対してした差押処分（以下「本件差押処分2」という。）について、本件滞納国税の法定納期限から5年を経過してされたものであって、本件滞納国税に係る徴収権は時効消滅しており、違法であると主張して、処分行政庁の属する被控訴人に対し、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び本件差押処分2の取消しを求める事案である。

（2）原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として本件控訴をした。

- 2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、次項のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の

2及び3並びに「第3 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。以下、略称の使用は、特に断らない限り、原判決の例による。

(原判決の補正)

- (1) 原判決2頁19行目の「(乙1の1～112)」を「(乙1の1～1の12)」と改める。
- (2) 原判決3頁10行目の末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「エ 関東信越国税局長は、平成21年7月23日、同年9月15日及び同年10月20日、春日部税務署長から、本件滞納国税に関する徴収の引継を受けた(弁論の全趣旨)。」

- (3) 原判決5頁17行目の「平成30年6月26日」を「平成30年6月27日」と改める。
- (4) 原判決7頁6行目の「本件保証金返還請求書」を「本件保証金返還請求権」と改める。
- (5) 原判決8頁2行目冒頭から4行目末尾までを、次のとおり改める。

「したがって、本件滞納国税に係る徴収権について、平成22年差押処分によって、時効の中断が認められ、本件差押処分1及び2当時も平成22年差押処分は解除されずにその効力が存続していたから、本件差押処分1(一部解除後のもの)及び本件差押処分2はいずれも適法である。」

### 3 当審における控訴人の補充主張

- (1) 控訴人は、平成16年6月28日、Bとの間のさいたま市浦和区所在の建物の4階部分(本件建物部分)に係る平成13年11月28日付けの賃貸借契約(平成13年賃貸借契約)を合意解約した際に、Bから控訴人が差し入れた保証金(本件保証金)の返還を受けた。なお、Bと訴外Fとの間では、平成16年6月28日、本件建物部分の賃貸借契約(平成16年賃貸借契約)を締結する際、現金の授受はされていないが、法律的にはBが訴外Fから保証金の預託を受ける旨の合意をした。したがって、控訴人のBに対する保証金返還請求権(本件保証金返還請求権)は、平成16年6月28日に控訴人が本件保証金の返還を受けたことにより消滅したから、本件保証金返還請求権を対象としてされた差押処分(平成22年差押処分)は無効である。

原判決は、Bが訴外F宛てに作成した本件保証金に関する預り証(本件預り証。甲20)及び控訴人がB宛てに作成した本件保証金の返却に係る領収証(本件領収証。甲18)という客観的証拠に反する認定をしたものであって、不当である。また、控訴人は、平成21年8月1日、Bの代表者である訴外Eから、本件建物部分に係る平成19年7月1日付けのBと訴外Gとの間の賃貸借契約(平成19年賃貸借契約)に基づく保証金は、連帯保証人である控訴人が預託をしたものであり、保証金返還請求権は控訴人に帰属することを確認する旨の確認書(本件確認書1。甲22)、本件建物部分に係る平成21年7月31日付けのBと訴外Hとの間の賃貸借契約(平成21年賃貸借契約)に基づく保証金は、連帯保証人である控訴人が預託をしたものであり、保証金返還請求権は控訴人に帰属することを確認する旨の確認書(本件確認書2。甲23)に署名押印することを求められた際に、Bに本件建物部分の賃借人の変更を承諾してもらう必要があったため、本件各確認書の内容を十分に理解することはできなかったものの、Bに求められるがまま署名押印したものにすぎないから、本件各確認書の内容に信憑性はない。

- (2) 被控訴人は、審査請求の際には、控訴人が代表者を務めるAと被控訴人との間の別件訴訟で実施された会社代表者尋問において控訴人がした本件滞納国税を納付する意思がある旨の陳述(本件陳述)が債務承認に当たるとの主張をしていなかったから、本件訴訟において当

該主張をするのは、信義則違反であって許されない。別件訴訟では、控訴人自身に対する租税債権の存否そのものが審理の対象とはされておらず、被控訴人の指定代理人の質問は、反対尋問の範囲を超えていたから、本件陳述は法的意味を持つ陳述として扱われるべきではない。

- (3) 被控訴人は、審査請求の際には、控訴人名義のC信用金庫に対する預金債権（本件預金債権）を対象としてされた差押処分（平成27年差押処分）により消滅時効が中断したとの主張をしていなかったから、本件訴訟において当該主張をするのは、信義則違反であって許されない。

原判決は、本件預金債権の譲渡を認めるに足りる的確な証拠はないと判断したが、控訴人は、平成19年3月15日付けで、Aに対し、六本木の店舗に関する権利一切を譲渡した際に、本件預金債権も譲渡しており、被控訴人もその旨認識していたはずである。C信用金庫の預金に関する規定に、預金債権の譲渡禁止に関する条項が設けられていたとしても、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡は、それ自体当然に無効とされるのではなく、債務者に対抗することができないとされるにすぎないから、本件預金債権の譲渡は無効であると判断した原判決は不当である。

被控訴人は、本件預金債権が控訴人のものではなく、その残高もわずかであることを知っていたにもかかわらず、このような形骸化した預金債権に対する差押処分である平成27年差押処分により本件滞納国税の徴収権の消滅時効の中断を主張することは、信義則に反して許されない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び本件差押処分2はいずれも適法であり、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、次項のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第4 当裁判所の判断」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決13頁1行目及び14行目の「債務について、」の後に「書面により、」をそれぞれ加える。
- (2) 原判決17頁21行目の「併せて」を「合わせて」と改める。
- (3) 原判決18頁13行目の「したがって、」から16行目末尾までを次のとおり改める。

「したがって、本件滞納国税に係る徴収権は、平成22年差押処分によって、時効が中断し、本件差押処分1及び2当時、平成22年差押処分は解除されておらず、その時効中断の効力は存続していたから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び本件差押処分2は、本件滞納国税に係る徴収権の時効消滅前にされたものであって、いずれも適法である。」

- 2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

- (1) 控訴人は、本件保証金返還請求権は、平成16年6月28日に控訴人が本件保証金の返還を受けたことにより消滅したから、本件保証金返還請求権を対象としてされた平成22年差押処分は無効である旨主張する。そして、原判決は、Bが訴外F宛てに作成した本件保証金に関する預り証（本件預り証。甲20）及び控訴人がB宛てに作成した本件保証金の返却に係る領収証（本件領収証。甲18）という客観的証拠に反する認定をしたものであって、不

当であると主張するとともに、控訴人は、本件各確認書（甲 2 2、2 3）の内容を十分に理解することはできなかつたものの、Bに求められるがまま署名押印したものにすぎないから、本件各確認書の内容に信憑性はないなどと主張する。

しかしながら、控訴人は、原審本人尋問において、本件建物部分において営業していたキャバクラの営業権を従業員の訴外Fに譲渡した際、本件建物部分の賃貸借契約の借人たる地位を引き継ぎ、平成13年賃貸借契約締結時に差し入れた本件保証金返還請求権も訴外Fに譲渡したつもりであったと供述しており、控訴人の主張と原審本人尋問での供述はそもそも整合していない。

この点を措くとしても、本件保証金に関しては、平成16年6月28日付けで、控訴人がBから平成13年賃貸借契約に基づいて控訴人がBに差し入れた本件保証金の返還を受けた旨の本件領収証（甲18）及びBが訴外Fから平成16年賃貸借契約の保証金の差入れを受けた旨の本件預り証（甲20）が作成されているものの、実際には、Bと訴外Fとの間で現金は授受されていないというのであるから、少なくとも、本件預り証の内容は事実と合致せず、その内容は虚偽であることが認められ、これと対をなす本件領収証のみが事実と合致するとは認め難い。

なお、平成16年6月28日の時点で、控訴人から訴外Fに対して本件保証金返還請求権が譲渡されたか否かについても検討すると、控訴人は、訴外Fに対し、本件保証金返還請求権を譲渡した理由として、原審本人尋問において、本件建物部分に係る賃貸借契約を借主の都合により解約すると本件保証金から6か月分の賃料を控除される上に、原状回復費用として100万円ないし200万円を要するから、本件保証金のほとんどにつき返還を受けることができないため、後輩を大切にしておこうと思ったためである旨供述する。しかしながら、実際には、被控訴人は、令和2年5月12日、平成22年差押処分に基づき、Bから235万1844円の支払を受けているのであって（原判決の「第4 当裁判所の判断」の2（1）エ（エ））、控訴人は原状回復費用が多額になるため保証金のほとんどにつき返還を受けることができないと思っていた旨の供述は信用性に乏しい。

また、本件建物部分の借人が訴外G、訴外Hに順次変更された後も、控訴人は、引き続き、Bに対し、各賃貸借契約の連帯保証をし続け、平成21年8月1日付けで、訴外Gと控訴人、訴外Hと控訴人がそれぞれ連名で、Bに対し、本件建物部分に係る賃貸借契約の保証金返還請求権は控訴人に帰属することを確認する旨の本件各確認書（甲22、23）を作成し、万が一、訴外FがBに対して保証金返還請求をしてきた場合には、控訴人が責任をもって解決することを約した本件確約書（甲24）を作成している（原判決の「第4 当裁判所の判断」の2（1）ウ（イ））。

この点、控訴人は、原審本人尋問において、本件各確認書及び本件確約書につき、署名押印時には、その内容をよく理解することができなかつた旨供述するが、本件各確認書及び本件確約書の内容は、いずれも複雑困難なものではなく、内容を理解することは容易であると認められるから、控訴人は、本件各確認書及び本件確約書の内容を理解した上で署名押印したものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件領収証及び本件預り証は、平成16年賃貸借契約の外形に合わせて形式的に作成されたものにすぎず、いずれも内容虚偽のものであると認めるのが相当であり、控訴人は、本件建物部分の借人たる地位を訴外Fに移転した際、Bから本件保証金の返還

を受けておらず、訴外Fに対して本件保証金返還請求権を譲渡してもいないから、平成22年差押処分は有効であると認めるのが相当である。

- (2) 控訴人は、被控訴人は、審査請求の際には、控訴人が代表者を務めるAと被控訴人との間の別件訴訟で実施された会社代表者尋問において控訴人がした本件滞納国税を納付する意思がある旨の陳述（本件陳述）が債務承認に当たるとの主張をしていなかったから、本件訴訟においてそのような主張をするのは、信義則違反であって許されない旨主張する。

しかしながら、一般に、処分取消訴訟の訴訟物は、処分の違法性一般であり、処分行政庁は、当該処分の適法性について、処分の同一性を害しない限り、処分時に主張した理由に制限されることなく、他の適法性を基礎付ける理由について主張することができる。と解すべきであって、審査請求を経ている場合についても、これを別異に解する理由はない。本件において、被控訴人が控訴人による債務の承認の主張をすることは、本件差押処分1及び2の同一性を害するとは認められないから、被控訴人が上記主張をすることは許されると解すべきであって、信義則に反するとの控訴人の主張を採用することはできない。

また、控訴人は、別件訴訟では、控訴人自身に対する租税債権の存否そのものが審理の対象とはされておらず、被控訴人の指定代理人の質問は、反対尋問の範囲を超えていたから、本件陳述は法的意味を持つ陳述として扱われるべきではない旨主張する。

そこで検討するに、消滅時効の中断の効力を有する債務の承認は、債務者が権利の存在を認識し、それを相手方に対して明示又は黙示に表示することが必要である。

別件訴訟は、本件滞納国税の一部について第二次納税義務を負うとして本件告知処分を受けたA（控訴人が代表者を務めている。）が原告となり、被控訴人に対し、本件告知処分の取消しを求めたものである（原判決の「第2 事案の概要等」の2（4）ア、（5）イ）。別件訴訟の争点は、控訴人がその財産につき無償譲渡、債務の免除その他第三者（A）に利益を与える処分をしたか否かであったが（原判決の「第4 当裁判所の判断」の3（1）ア（イ））、上記のとおり、本件告知処分は、本件滞納国税の一部についてされたものであるから、別件訴訟は、本件滞納国税の存在が当然の前提とされており、控訴人が、その別件訴訟の会社代表者尋問において、本件滞納国税の存在を認め、それを納付する意思がある旨供述したことは、上記の債務の承認の要件を満たしていると認められる。これに反する控訴人の主張を採用することはできない。

- (3) 控訴人は、被控訴人は、審査請求の際には、控訴人名義のC信用金庫に対する預金債権（本件預金債権）を対象としてされた平成27年差押処分により消滅時効が中断したとの主張をしていなかったから、本件訴訟においてそのような主張をするのは、信義則違反であって許されない旨主張するが、上記のとおり、処分取消訴訟において、審査請求において主張していなかった処分の適法性に関する主張をすることは許されると解すべきであり、信義則に反するとは認められないから、控訴人の主張を採用することはできない。

控訴人は、原判決は、本件預金債権の譲渡を認めるに足りる的確な証拠はないと判断したが、控訴人は、平成19年3月15日付けで、六本木の店舗に関する権利一切をAに譲渡した際に、本件預金債権も譲渡しており、被控訴人もその旨認識していたはずであり、C信用金庫の預金に関する規定に、預金債権の譲渡禁止に関する条項が設けられていたとしても、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡は、それ自体当然に無効とされるのではなく、債務者に対抗することができないとされるにすぎないから、本件預金債権の譲渡は無効であると判断し

た原判決は不当である旨主張する。

しかしながら、当審が補正の上引用する原判決摘示のとおり、控訴人が本件預金債権をAに対して譲渡したことを認めるに足りる的確な証拠はない。また、当事者間で譲渡禁止の特約がされた場合に、当該特約は、善意無重過失の第三者に対して対抗することはできないところ（平成29年法律第44号による改正前の民放466条2項）、本件預金債権の譲渡人である控訴人は、譲受人であるAの代表者であって、譲受人のAは上記譲渡禁止の特約について悪意であったと認められるから、Aに対しては譲渡禁止の特約を対抗することができ、譲渡禁止の特約に反してされた本件預金債権の譲渡の効力は生じないと解すべきであるから、控訴人の主張はいずれにしても採用することはできない。

また、控訴人は、被控訴人は、本件預金債権が控訴人のものではなく、その残高もわずかであることを知っていたにもかかわらず、このような形骸化した預金債権に対する差押えをもって本件滞納国税の徴収権の消滅時効の中断を主張することは、信義則に反して許されない旨主張する。

しかしながら、被控訴人において本件預金債権が控訴人のものではないことを知っていたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、控訴人の主張は前提を欠いている。

### 3 まとめ

以上によれば、本件各滞納国税に係る徴収権は、本件差押処分1及び2の時点で時効消滅していたとは認められないから、本件差押処分1（一部解除後のもの）及び本件差押処分2は適法であり、控訴人の請求はいずれも理由がない。

### 第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 中山 孝雄

裁判官 鈴木 博

裁判官 日暮 直子

(別紙)

指定代理人目録

江原 謙一、滝澤 知弘、今中 暉、原田 幸嘉、宮川 恵美子、大岡 仁、富井 佑太

以上